

給水装置の工事は 指定工事店に依頼してください

◎新設工事

新築等で水道を新たに引き込む場合

◎改造工事

使用している水道がリフォームや増築等で給水管の改造や栓数の変更が生じた場合（蛇口パッキン交換等の軽微なものを除きます）

◎撤去工事

現在使用中の水道が建物の解体等により不要となった場合

◎修繕工事

漏水の修理を行った場合

これら給水装置の新設・改造・修繕・撤去などの工事は指定工事店が行うよう法律（※）で定められています。

また、給水装置の漏水により生じた異常水量にかかる水道料金の減額は指定工事店以外が修理した場合は対象となりませんのでご注意ください。

指定工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。

※水道法16条の2第2項及び下田市水道使用条例第10条の第1項

問合せ先 上下水道課工務係

☎②12000

静岡県下水道排水設備工事 責任技術者試験を実施します

静岡県内で公共下水道に接続する排水設備工事を行う工事店には、県の下水道協会に登録された「下水道排水設備工事責任技術者」の専属が義務付けられています。

静岡県下水道協会では、責任技術者資格の取得を希望する方を対象に試験を実施します。

受験資格

20歳以上で学歴に応じた実務経験を有する者

申込期間 7月16日（火）～26日（金）

試験日 10月16日（水）

会場 静岡商工会議所静岡事務所会館

住所 静岡市葵区黒金町20番地の8

受験手数料 4,000円

その他

願書は7月1日（月）から上下水道課で配布します。

また、受験に関する講習会も開催いたします。講習会の詳細につきましては静岡県下水道協会（静岡市下水道総務課内

☎054・355・2500）までご連絡ください。

問合せ先 上下水道課

☎②12000

国民年金保険料の納付が 困難な方へ

平成25年度の国民年金保険料は月額15,040円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請手続きにより、保険料納付が免除・猶予となります。

国民年金保険料免除・猶予の基準

保険料額	全額免除	一部免除		
		3/4 免除	1/2 免除	1/4 免除
	0円	3,760円	7,520円	11,280円
年金額	1/2で計算	5/8で計算	6/8で計算	7/8で計算
所得基準	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等以下	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等以下	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等以下

※扶養親族等控除額は、扶養親族等1人につき38万円（老人扶養親族である時は48万円、特定扶養親族であるときは63万円）を加算した額です。

※社会保険料控除額等は、雑損、医療費、障害者などの住民税や所得税の控除対象となるものが含まれます。

承認期間 平成25年7月～平成26年6月
※6月中は7月以降の申請を受付できませんのでご注意ください。

申請・問合せ先

健康増進課国保年金係（3番窓口）

☎②3922